

部活手当引き下げ反対要求書提出!

交渉に向けて教職員の意見を募集します

スポーツ庁のガイドラインに悪ノリする形で、県教委は部活動指導手当を4時間3,600円から3時間2,700円に引き下げる内容の提示をしました。これに対し、青森高教組は1月28日、部活動手当の引き下げに反対する要求書を提出しました。2月5日に、この要求書にもとづいて、組合側と県教委の交渉が行われます。交渉にあたって、現場の教職員の皆さんからの意見を募集します。

要求書の内容

- 1 部活動手当の改正について
 - ① 3時間程度日額を、3,600円とすること。
 - ② 1時間単位1,200円での支給を可能とし、当面は経過措置として4時間程度3,600円の支給を維持すること。また、3時間程度の「程度」の内容を明確にし、指針の順守を促すこと。
 - ③ 対外運動競技等引率手当の対象要件を拡大すること。
- 2 特別支援教育手当の改正について
 - ① 今年度の担当者に遡及して手当を支払うこと。
 - ② 特別支援教育手当の対象者に特別支援教育コーディネーターも加えること。

部活動指導手当は、教員特殊勤務手当の一つで、一見、時給のように見えますが、実際には日額です。いまどき日額2,700円、しかも交通費支給なしという仕事はありません。仕事内容は「児童又は生徒に対する指導業務」であり、その勤務の特殊性に対して支給されるもので、時間が「4時間程度」から「3時間程度」になったからといって減額される性質のものではありません。県教委は部活動指導の「勤務の特殊性」がどの程度減ったのかを説明する必要があります。

名古屋市・北九州市など一部の自治体では、組合との交渉によって1時間ごとの支給が実現しています。また、「程度」とは具体的に何を指すのか明らかにされていません。自宅からの通勤時間、片付け、生徒の帰宅の確認なども含めて従事時間としてカウントさせる必要があります。

対外運動競技等引率手当は支給の条件が厳しく、対象となる試合等が制限されています。そのため、多くの対外試合は部活動指導手当が支給されることとなります。休日に早朝から夜遅くまで引率したにもかかわらず、たった2,700円しか支給されないのであれば、まったく報われません。対外運動競技等引率手当の支給範囲を広げる必要があります。

部活動指導手当減額についての私の意見

→FAX:017-775-4221